SIIX
We care.



# 第30期 定時株主総会 招集ご通知

**日 時** 2022年3月30日（水曜日）
午前10時(受付開始：午前9時)

**場 所** 大阪市中央区安土町３丁目１番３号
ヴィアーレ大阪
2階　クリスタルルーム

**郵送およびインターネット等による議決権行使期限**

**2022年３月29日（火曜日）午後５時30分まで**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は株主総会へのご出席を見合わせ、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。
なお、総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

## 目次


招集ご通知…… 2
株主総会参考書類…… 5
- **第１号議案** 剰余金処分の件
- **第２号議案** 定款一部変更の件
- **第３号議案** 取締役８名選任の件
- **第４号議案** 補欠監査役１名選任の件
- **第５号議案** 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

**添付書類**

事業報告…… 24
連結計算書類…… 46
計算書類…… 49
監査報告書…… 52


**シークス株式会社**

証券コード　7613

# 企業理念

**Corporate Theme**

シークスが企業として取り組むべきビジネス上のテーマ。

ビジネスオーガナイジングによるビジネスメリットの提供。

**Corporate Mission**

シークスが社会で果たすべき使命。

世界のリソースの有効活用の追求により、
社会システムの活性化と人類の進歩に貢献する。

**Corporate Target**

シークスが目指すべき企業の姿。

世界のあらゆる分野の顧客ニーズをオーガナイズし、
ビジネスを創造する「グローバル・ビジネス・オーガナイザー」として、
すべてのステークホルダーに共感と魅力をもたらす企業となる。

**Corporate Style**

シークスが常に大切にすべき企業としてのあり方や姿勢。

1st filter ：Challenging, Speedy and Fair

2nd filter ：Sophisticated, Creative and Simple

## ご来場の自粛検討のお願い

本年度の株主総会においては、規模の縮小や所要時間の短縮など、新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限努めたうえで開催をしてまいります。株主の皆様も感染予防の観点からご来場についてはお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申しあげます。当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申しあげます。

**＜ご来場される株主の皆様へ＞**

会場内でのマスクの着用やアルコール消毒液の使用等にご協力をいただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

※株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により、対応内容を変更する場合がございますことをご了承ください。

証券コード：7613
2022年３月９日

株　主　各　位

大阪市中央区備後町１丁目４番９号
**シークス株式会社**
代表取締役会長　村井　史郎

# 第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第30期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。
　なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2022年３月29日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

**１．日　　時**　2022年３月30日(水曜日) 午前10時
**２．場　　所**　大阪市中央区安土町３丁目１番３号
　　**ヴィアーレ大阪　２階　クリスタルルーム**
**３．目的事項**
　**報告事項**　1. 第30期(2021年１月１日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
　　2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　**決議事項**　**第１号議案**　剰余金処分の件
　　**第２号議案**　定款一部変更の件
　　**第３号議案**　取締役８名選任の件
　　**第４号議案**　補欠監査役１名選任の件
　　**第５号議案**　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、当日の受付開始は午前９時を予定しております。
◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定にもとづき、**当社ホームページ（https://www.siix.co.jp/ir/stock/soukai/）**において掲載しております。
◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、**当社ホームページ（https://www.siix.co.jp/）**において掲載することにより、お知らせいたします。
◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。
後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申しあげます。

### 株主総会にご出席される場合

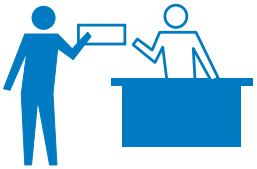

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

**日　時**　2022年3月30日(水曜日) 午前10時【受付開始:午前9時】

### 書面で議決権を行使される場合

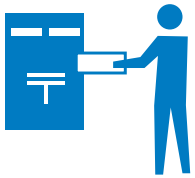

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限**　2022年3月29日(火曜日) 午後5時30分到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

**行使期限**　2022年3月29日(火曜日) 午後5時30分行使分まで

- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットに関する費用(接続料金、通信料金等)は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

# インターネットによる議決権行使について

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

❶ 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

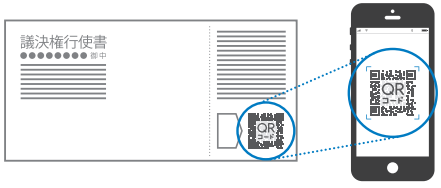


❷ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

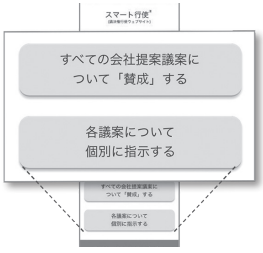


**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

❶ 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

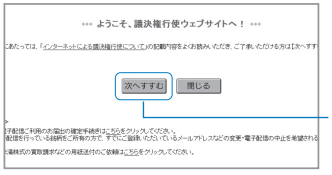


「次へすすむ」をクリック

❷ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

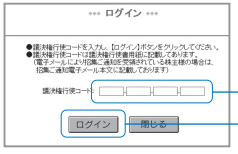


「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

❸ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。

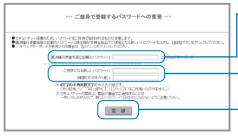

「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。
「登録」をクリック

❹ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行**
**証券代行ウェブサポート**
**専用ダイヤル**

**0120-652-031**
**受付時間：午前9時～午後9時**

## 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当金に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主様への継続的かつ安定的な利益配分を基本としつつ、あわせて今後の事業展開と経営基盤強化のための内部留保ならびに当期の業績を勘案し次のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当金財産の種類

金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当期の業績ならびに今後の事業展開を勘案し、１株につき普通株式金15円といたしたいと存じます。

(配当総額 708,931,005円)

これにより、昨年９月にお支払した１株につき15円の中間配当金と合わせまして、年間配当金は１株につき30円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年３月31日

第２号議案　定款一部変更の件

１　変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

（１）変更案第15条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。

（２）変更案第15条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。

（３）株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものです。

（４）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

２　変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示している。）

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| （株主総会参考書類等のインターネット開示）<br>第15条　当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することができる。 | ＜削除＞ |
| ＜新設＞ | （電子提供措置等）<br>第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| ＜新設＞ | 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。<br>（附則）<br>第１条　変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改定規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。<br>2　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。<br>3　本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 |

第３号議案　取締役８名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（８名）は任期満了となります。
つきましては、取締役８名の選任をお願いしたいと存じます。
また、取締役候補者については、指名・報酬諮問委員会の答申を得ております。
取締役候補者は次のとおりであります。
なお、髙谷晋介氏、大森進氏、吉澤尚氏は、社外取締役候補者であります。

| 候補者番号 | 氏名 | | 現在の当社における地位および担当 | 取締役会出席状況 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 村井史郎（むらい しろう） | 再任 | 代表取締役会長　執行役員 | 100%<br>(16回/16回) |
| 2 | 柳瀬晃治（やなせ こうじ） | 再任 | 代表取締役社長　執行役員 | 100%<br>(16回/16回) |
| 3 | 大野精二（おおの せいじ） | 再任 | 取締役　執行役員経理部長 | 100%<br>(16回/16回) |
| 4 | 丸山徹（まるやま とおる） | 再任 | 取締役　執行役員総務部長兼東京総務部長 | 100%<br>(16回/16回) |
| 5 | 高木浩昭（たかぎ ひろあき） | 新任 | 執行役員総務部付 | - |
| 6 | 髙谷晋介（たかたに しんすけ） | 再任<br>社外取締役<br>独立役員 | 社外取締役 | 100%<br>(16回/16回) |
| 7 | 大森進（おおもり すすむ） | 再任<br>社外取締役<br>独立役員 | 社外取締役 | 100%<br>(16回/16回) |
| 8 | 吉澤尚（よしざわ なお） | 再任<br>社外取締役<br>独立役員 | 社外取締役 | 100%<br>(13回/13回) |

候補者番号 1 **村井 史郎**（むらい しろう） （1928年９月10日生） 再任



■取締役会出席状況
16回中16回

■所有する当社株式の数
1,400,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1952 年 4 月　㈱阪田商会（現サカタインクス㈱）入社
1970 年 5 月　同社取締役
1985 年 6 月　同社取締役副社長
1988 年 2 月　The Inx Group Ltd. 取締役社長兼務
1992 年 6 月　当社代表取締役社長
2003 年 3 月　当社代表取締役会長兼CEO
2005 年 3 月　当社代表取締役会長兼CEO 執行役員
2014 年 3 月　当社代表取締役会長 執行役員（現任）

**【取締役候補者とした理由】**
村井史郎氏は、当社の創業者として、長年に亘り、強いリーダーシップで当社の経営の舵取りを行い、現在の強固なビジネスモデルを構築して参りました。各国の政治情勢・マクロ経済情勢等の分析力は卓越しており、極めて高い見識に裏付けされた経営手腕にて、当社の更なる持続的成長の実現に向け、グループを高いレベルで統率・牽引しております。
これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 **柳瀬 晃治**（やなせ こうじ） （1967年12月10日生） 再任



■取締役会出席状況
16回中16回

■所有する当社株式の数
13,900株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

| | |
|---|---|
| 1990 年 4 月 | サカタインクス㈱入社 |
| 1991 年12月 | 同社シンガポール駐在 |
| 2012 年 4 月 | 当社関連事業部マネージャー |
| 2014 年 1 月 | 当社執行役員欧州地域担当 |
| | SIIX Europe GmbH マネージングディレクター |
| 2019 年 9 月 | 当社執行役員営業統括兼欧州地域担当 |
| 2020 年 3 月 | 当社代表取締役社長 執行役員（現任） |

**【取締役候補者とした理由】**

柳瀬晃治氏は、当社入社以来営業の最前線で、当社の主要なお客様との良好な関係構築、新規のお客様とのお取引で大きな成果を収めて参りました。海外勤務経験も長く、欧州における大型の新規のお客様との取引開始でも的確な采配をして参りました。工場の実務、物流、IT等の経営インフラに関する知識も深く、次世代の当社の更なる発展を実現することが出来ると考えております。

これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

## 大野（おおの） 精二（せいじ）

（1961年11月21日生）　再任



■取締役会出席状況
16回中16回

■所有する当社株式の数
15,846株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

| | |
|---|---|
| 1984 年 4 月 | ㈱阪田商会（現サカタインクス㈱）入社 |
| 1991 年 3 月 | 同社シカゴ駐在 |
| 1996 年 6 月 | 当社シンガポール駐在 |
| 2005 年 9 月 | 当社経理部財務グループマネージャー |
| 2007 年 4 月 | 当社関連事業部マネージャー |
| 2008 年 3 月 | 当社上海駐在 |
| 2009 年 2 月 | 当社経理部長 |
| 2009 年 4 月 | 当社執行役員経理部長 |
| 2017 年 3 月 | 当社執行役員経理部長兼情報システム部担当 |
| 2019 年 3 月 | 当社取締役 執行役員経理部長兼情報システム部担当 |
| 2021 年 1 月 | 当社取締役 執行役員経理部長（現任） |

**【取締役候補者とした理由】**

大野精二氏は、当社入社以来、一貫して海外グループ会社の経理部門の要職を歴任しております。現在は、グローバルベースで経理・財務部門を統括しております。幅広い経理、税務知識を有し、海外ビジネスの実務にも精通、こうした経験から、投融資に関する与信判断においても、高い見識を活かし、経営の意思決定に参画しております。

これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 4 **丸山 徹**（まるやま とおる） （1963年３月12日生） 再任



■取締役会出席状況
16回中16回

■所有する当社株式の数
6,146株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

| | |
|---|---|
| 1986 年 4 月 | ㈱太陽神戸銀行（現㈱三井住友銀行）入行 |
| 1992 年 4 月 | 同行調査部詰（外務省出向） |
| 2001 年 4 月 | 同行経営企画部IR室上席室長代理 |
| 2008 年 4 月 | 同行本店法人営業部副部長 |
| 2009 年 4 月 | 同行上田法人営業部長 |
| 2011 年 4 月 | 同行三田通法人営業部長 |
| 2014 年 5 月 | 当社経営企画部担当部長 |
| 2015 年 1 月 | 当社執行役員経営企画部長 |
| 2017 年 2 月 | 当社執行役員東京総務部長 |
| 2018 年 1 月 | 当社執行役員総務部長兼秘書室長兼東京総務部長 |
| 2019 年 3 月 | 当社取締役 執行役員総務部長兼秘書室長兼東京総務部長 |
| 2020 年 3 月 | 当社取締役 執行役員総務部長兼東京総務部長（現任） |

**【取締役候補者とした理由】**

丸山徹氏は、金融機関において企画部門や法人営業部門等の勤務に加え、外務省出向の経験を有しています。当社入社後も経営企画部門、総務・人事部門を統括して参りました。IR、広報戦略、資本市場への対応、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、与信判断等に対する幅広い知識を有しており、当社グループの企業価値向上に適切な役割を果たしております。

これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 5 **高木 浩昭**（たかぎ ひろあき）　(1961年７月29日生)　新任



■所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | |
|---|---|
| 1979 年 4 月 | ソニー㈱入社 |
| 2009 年 4 月 | Sony Slovakia Nitra 工場 マネージングディレクター |
| 2010 年 7 月 | Foxconn Slovakia Nitra 工場 マネージングディレクター |
| 2016 年11月 | フォックスコン・ジャパン株式会社 CCPBG TV 事業部副社長 |
| 2017 年 6 月 | 当社グループ技術統括部担当部長 |
| 2017 年 8 月 | 当社タイ駐在SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD. マネージングディレクター |
| 2017 年11月 | 当社執行役員 タイ・ベトナム地域担当兼 SIIX Bangkok Co., Ltd. マネージングディレクター兼 SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD. マネージングディレクター兼 SIIX Vietnam Company Limited マネージングディレクター |
| 2018 年 5 月 | 当社上海駐在執行役員 SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd. 董事長兼総経理 |
| 2021 年10月 | 当社執行役員 SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd. 董事長兼総経理兼 特命事項担当 |
| 2022 年 2 月 | 当社執行役員 総務部付（現任） |

【取締役候補者とした理由】
高木浩昭氏は、大手電機メーカー、グローバルメーカーにおいて海外工場でのマネジメント等を経験し、当社入社後はタイおよび上海のMDとして両工場を拡張、生産能力増強等により、主要な製造拠点とし、成長を続けるEMSビジネスの拡大に貢献しております。とりわけ、基板製造プロセスにおいて、製造、技術、品質の観点で幅広い知識と経験を有しております。
これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 6 **髙谷（たかたに） 晋介（しんすけ）**　（1951年12月30日生）　再任　社外取締役　独立役員



■取締役会出席状況
16回中16回

■所有する当社株式の数
2,000株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1974 年 4 月　野村證券㈱入社
1978 年11月　デロイトハスキンズアンドセルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入社
1984 年10月　髙谷晋介公認会計士・税理士事務所開業
1990 年 9 月　北斗監査法人（現仰星監査法人）の設立に参画 代表社員就任
1995 年 6 月　フジ住宅㈱社外監査役就任（現任）
2000 年 6 月　㈱川島織物セルコン監査役就任
2008 年 1 月　仰星監査法人副理事長就任
2011 年 3 月　当社社外監査役
2014 年 7 月　仰星監査法人理事長就任
2015 年 3 月　当社社外取締役（現任）
2018 年 7 月　北辰税理士法人設立 代表社員就任（現任）

[重要な兼職の状況]
北辰税理士法人　代表社員
フジ住宅株式会社　社外監査役

**【社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要】**

髙谷晋介氏は、長年、公認会計士として培ってこられた会計、税務知識を有しておられます。グローバルベースで当社の経営全般に関する提言を頂いており、とりわけ、会計士としての視点から、当社の重要な投資案件、リスク管理、税務面等への的確な助言は、極めて有効であり、当社の健全な成長にご尽力頂いております。

これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

## 大森 進（おおもり すすむ）

（1951年２月13日生）　再任　社外取締役　独立役員



■取締役会出席状況
16回中16回

■所有する当社株式の数
0株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974 年 ４ 月　野村證券㈱入社
1990 年 ４ 月　クレディスイスファーストボストン証券会社入社
2005 年 ８ 月　ＵＢＳ証券会社社長
2012 年 ４ 月　ＵＢＳ証券㈱代表取締役社長
2015 年 ７ 月　同社代表取締役会長
2016 年 ７ 月　同社常勤監査役（現任）
　　ＵＢＳアセット・マネジメント㈱社外監査役
2017 年 ３ 月　当社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]
ＵＢＳ証券株式会社　常勤監査役

**【社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要】**

大森進氏は、長年、外資系証券会社の経営トップを務められ、培ってこられた株式・資本市場におけるご経験は卓越したものがあります。経営トップとしてのご経験から経営戦略の策定等、実務にも精通しておられます。最近のコーポレートガバナンス、ESG、エンゲージメント等、機関投資家の求める高いレベルに到達していく為の助言等は当社にとって不可欠であります。

これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 8 **吉澤 尚**（よしざわ なお）　（1975年５月16日生）　再任　社外取締役　独立役員



■取締役会出席状況
13回中13回

■所有する当社株式の数
0株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

| | |
|---|---|
| 2002 年10月 | あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 弁護士登録 |
| 2009 年11月 | 漆間・吉澤総合法律事務所設立（現漆間総合法律事務所）同所副所長 |
| 2011 年 2 月 | 弁理士登録 |
| 2013 年 6 月 | ㈱エスクリ社外監査役 |
| 2015 年 3 月 | ㈱リブセンス社外監査役 |
| 2019 年 2 月 | 内閣官房イノベーション政策強化推進のための有識者会議「バイオ戦略」有識者 |
| 2020 年 7 月 | 当社社外監査役 |
| 2020 年12月 | Willsame㈱代表取締役（現任） |
| 2021 年 3 月 | 当社社外取締役（現任） |
| 2021 年 8 月 | GRiT Partners法律事務所所長（現任） |

[重要な兼職の状況]
GRiT Partners法律事務所　所長
Willsame株式会社　代表取締役

**【社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要】**
吉澤尚氏は、長年、弁護士として培ってこられた法律知識を有しております。企業法務、M&A、資本市場等へのご見識は極めて深く、更には、医療イノベーション、ヘルスケアビジネス、先進型高齢者研究、データサイエンス等、幅広い分野の専門的知識は、当社の持続的成長・新しいビジネスの構築に、極めて有益なものです。先進的な分野での所属学会や団体も多岐に亘り、弁理士、公認不正検査士、ITストラテジスト、情報処理安全確保支援士の資格も有し、当社のガバナンスに新しい視点で貢献を頂けると判断しております。
これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、当社定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該契約にもとづく責任限定契約の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額としております。
当社は、髙谷晋介氏、大森進氏および吉澤尚氏と当該責任限定契約を締結しており、各氏が再任された際には、当該契約を継続する予定であります。

3. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。D&O保険の契約期間は１年間で、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。
4. 髙谷晋介氏、大森進氏および吉澤尚氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ており、上記３名の選任が承認された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
5. 社外取締役候補者髙谷晋介氏は現に当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって７年であります。
6. 社外取締役候補者大森進氏は現に当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって５年であります。
7. 社外取締役候補者吉澤尚氏は現に当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって１年であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

## 河合（かわい） 孝則（たかのり）　（1968年９月７日生）



■所有する当社株式の数
700株

**略歴、地位および重要な兼職の状況**

| | |
|---|---|
| 2008 年 3 月 | 当社関連事業部マネージャー |
| 2017 年 2 月 | 当社企画部担当部長 |
| 2019 年 3 月 | 当社総務部兼経理部担当部長 |
| 2019 年 4 月 | 当社理事総務部兼経理部担当部長 |
| 2022 年 2 月 | 当社理事経理部担当部長（現任） |

**【補欠の監査役候補者とした理由】**

河合孝則氏は、事業会社での経理・財務実務面で長い経験を有し、当社入社後は主に、IR、資本政策等の業務に従事しております。資本市場の実務にも精通しており、これらを当社の経営全般の監視に活かして頂きたく補欠監査役として職務を適切に遂行することが出来るものと判断し、選任をお願いするものであります。

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 河合孝則氏は監査役友田雅之氏の補欠としての候補者といたします。

3. 河合孝則氏が監査役に就任された場合、当社定款の規定にもとづき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく損害賠償の限度額は、会社法第425条第１項に掲げる額の合計額といたします。

4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。補欠監査役候補者は、本議案が原案どおり承認され、補欠監査役に

選任されたうえで、監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。D&O保険の契約期間は１年間で、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

**【ご参考】取締役会の多様性**

| 取締役 | 当社が取締役候補者に特に期待する分野 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 企業経営<br>経営戦略 | 営業戦略 | 財務<br>資本政策 | M&A | 製造 | コンプライアンス<br>内部統制 | グローバル<br>経験 |
| 村井史郎 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 柳瀬晃治 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 大野精二 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 丸山　徹 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 高木浩昭 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 髙谷晋介 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 大森　進 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 吉澤　尚 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |

※上記一覧表は、取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第５号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年３月30日開催の当社第25期定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。うち社外取締役30百万円以内。）とし、また、当該報酬等の額の範囲内で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権を割り当てることにつきご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬体系の見直しに伴い、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、上記のストックオプションとしての新株予約権に代えて、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、上記のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の定めを廃止し、これに代わるものとして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2021年２月25日開催の当社取締役会において[取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針]を定めており、その概要は事業報告36頁に記載のとおりでありますが、今般の譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役は８名（うち社外取締役３名）であり、第３号議案のご承認が得られた場合においても、本議案にかかる支給の対象となる取締役の員数に変更はなく５名となります。

なお、本議案が承認可決された場合には、既に割当て済みのものを除き、今後、当社の取締役に対する上記のストックオプションとしての新株予約権の割当ては行わないものとします。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

１．譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の

前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

２．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数60,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（１）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位を退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

（２）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（１）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員および一部の幹部社員に対し、割り当てる予定です。

以　上

(添付書類)

# 事　業　報　告

(自　2021年１月１日
至　2021年12月31日)

## 1.　企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①　事業の経過および成果

当連結会計年度の経済環境を顧みますと、米国では、雇用環境や個人消費の改善により、景気は底堅く推移しました。欧州では、ワクチン接種の進展により行動制限が緩和され、着実な景気回復が続きました。アジアにおいて、中国では、個人消費や輸出の改善により、景気は堅調に推移しました。その他のアジア各国では、長期間に及んだ行動規制が緩和され、景気の持ち直し傾向が見られます。日本では、緊急事態宣言が長期化したものの、宣言解除にともない緩やかに景気は回復しています。ワクチンの普及により新型コロナウイルス感染症が経済へ与える影響は軽減されていますが、引き続き変異株の流行等に留意が必要な状況にあります。

このような状況下、当社の当連結会計年度の業績は、売上高は2,268億３千３百万円と前連結会計年度に比べて452億３千４百万円の増加(24.9％増)となりました。利益面では、営業利益は49億５千４百万円と前連結会計年度に比べて５億２百万円の増加(11.3％増)となり、経常利益は59億３千４百万円と前連結会計年度に比べて14億９千万円の増加(33.5％増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は45億６千１百万円となり、前連結会計年度に比べて28億３千７百万円の増加(164.6％増)となりました。

当連結会計年度のセグメントの状況は次のとおりであります。本文中の「セグメント利益」および「セグメント損失」は、連結損益計算書の営業利益を基礎としております。

(日本)

車載関連機器用部材の出荷が増加したこと等により、当セグメントの売上高は926億３千４百万円と前連結会計年度に比べて177億２千３百万円の増加(23.7％増)となり、セグメント利益は１億２千５百万円(前連結会計年度は５千４百万円のセグメント損失)となりました。

(中華圏)

車載関連機器用部材および産業機器用部材の出荷が増加したこと等により、当セグメントの売上高は830億５千２百万円と前連結会計年度に比べて152億７千万円の増加(22.5%増)となり、セグメント利益は17億３千万円と前連結会計年度に比べて４千５百万円の増加(2.7%増)となりました。

(東南アジア)

車載関連機器用部材および産業機器用部材の出荷が増加したこと等により、当セグメントの売上高は841億２百万円と前連結会計年度に比べて149億８千７百万円の増加(21.7%増)となり、セグメント利益は33億１千８百万円と前連結会計年度に比べて８億３百万円の増加(32.0%増)となりました。

(欧州)

新たに欧州大手自動車部品メーカーとの取引を開始したこと等により、車載関連機器用部材の出荷が増加し、当セグメントの売上高は156億４千万円と前連結会計年度に比べて50億８千５百万円の増加(48.2%増)となり、セグメント損失が１億２千３百万円に縮小しました。(前連結会計年度は４億３千８百万円のセグメント損失)

(米州)

産業機器用部材の出荷が減少した一方、車載関連機器用部材の出荷が増加したこと等により、当セグメントの売上高は454億６千１百万円と前連結会計年度に比べて72億９千５百万円の増加(19.1%増)となりました。利益面では、輸送コスト高騰の影響や半導体を中心とした電子部品の供給不足に対応するための緊急輸送コストの発生等により、セグメント利益は３億８千５百万円と前連結会計年度に比べて２億９千６百万円の減少(43.4%減)となりました。

(注)　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は95億１千５百万円となりました。

各報告セグメントにおける設備投資額は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメント別の投資額を記載しております。

| 区分＼セグメント | 日本 | 中華圏 | 東南アジア | 欧州 | 米州 |
|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産投資額（百万円） | 39 | 4,164 | 2,282 | 683 | 1,337 |
| 無形固定資産投資額（百万円） | 181 | 226 | 143 | 11 | 14 |

（注）１．設備投資総額と上記金額との差異の主な内容は、セグメント間取引消去であります。

２．有形固定資産投資の主な内容は、中華圏セグメントにおける生産設備投資であります。

３．無形固定資産投資の主な内容は、当社グループ基幹システムに係るソフトウエア投資であります。

③ 資金調達の状況

当社グループの事業運営上必要な資金については資金の流動性および源泉を安定的に確保することを基本とし、運転資金については自己資金および金融機関からの短期借入れ、設備投資資金については金融機関からの長期借入れ等の要否を検討し、資金調達を行っております。

なお、当連結会計年度の資金調達について、特記すべき事項はありません。

### (2) 財産および損益の状況

| 区分＼年度 | 第27期<br>2018年12月 | 第28期<br>2019年12月 | 第29期<br>2020年12月 | 第30期<br>2021年12月<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(百万円) | 242,804 | 223,037 | 181,598 | 226,833 |
| 経常利益(百万円) | 8,717 | 5,634 | 4,444 | 5,934 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 6,414 | 3,695 | 1,724 | 4,561 |
| 1株当たり当期純利益 | 131円45銭 | 78円21銭 | 36円48銭 | 96円53銭 |
| 総資産(百万円) | 137,350 | 143,391 | 144,436 | 169,921 |
| 純資産(百万円) | 56,016 | 58,249 | 56,498 | 66,369 |

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2．2018年4月1日を効力発生日として、普通株式を1：2の割合で分割いたしました。これにともない、第27期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第28期より適用しており、第27期の総資産については、当該基準等を遡って適用した金額を記載しております。

### (3) 重要な子会社等の状況（2021年12月31日現在）

#### ① 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| SIIX (Shanghai) Co., Ltd. | 千中国元 53,704 | 100.00% | 電子部品等の輸出入販売 |
| SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd. | 千中国元 310,357 | 91.81% | 電子回路・機器の製造 |
| SIIX HUBEI Co., Ltd. | 千中国元 336,135 | 100.00% | 電子回路・機器の製造 |
| SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd. | 千中国元 133,951 | (100.00)% | 電子回路・機器の製造 |
| SIIX H.K. Ltd. | 千香港ドル 4,000 | 100.00% | 電子部品等の輸出入販売 |
| SIIX TWN Co., Ltd. | 千台湾ドル 5,000 | 100.00% | 電子部品等の輸出入販売 |
| SIIX Singapore Pte. Ltd. | 千U.S.ドル 31,144 | 100.00% | 電子部品等の輸出入販売 |
| Thai SIIX Co., Ltd. | 千バーツ 2,092,506 | 100.00% | 電子回路・機器の製造 |
| SIIX Logistics Phils, Inc. | 千U.S.ドル 18,315 | 100.00% | 電子部品等の輸出入販売 |
| SIIX Phils., Inc. | 千フィリピンペソ 29,700 | 100.00% | 自動車部品、化成品等の販売 |
| SIIX EMS PHILIPPINES, INC. | 千U.S.ドル 11,036 | 100.00% | 電子回路・機器の製造 |
| SIIX COXON PRECISION PHILS., INC. | 千U.S.ドル 14,000 | 100.00% | プラスチック成形および金型製造 |
| SIIX REALTY HOLDINGS INC. | 千フィリピンペソ 2,000 | (40.03)% | 製造子会社等への土地貸与 |
| PT SIIX Electronics Indonesia | 千U.S.ドル 1,980 | (100.00)% | 電子回路・機器の製造 |
| PT. SIIX Trading Indonesia | 千U.S.ドル 2,300 | (100.00)% | 電子部品等の輸出入販売 |
| PT. SIIX EMS INDONESIA | 千U.S.ドル 14,001 | (100.00)% | 電子回路・機器の製造 |
| SIIX Europe GmbH | 千ユーロ 1,022 | 100.00% | 電子部品等の輸出入販売 |
| SIIX EMS Slovakia s.r.o. | 千ユーロ 3,634 | 100.00% | 電子回路・機器の製造 |
| SIIX Hungary Kft. | 千ユーロ 15,001 | 100.00% | 電子回路・機器の製造 |

| 会　　社　　名 | 資　本　金 | 当　社　の<br>議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---|---|---|---|
| SIIX U.S.A. Corp. | 千U.S.ドル<br>46,000 | 100.00 % | 電子部品等の輸出入販売 |
| SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V | 千U.S.ドル<br>59,405 | (100.00) % | 電子回路・機器の製造 |
| シークスエレクトロニクス株式会社 | 百万円<br>290 | 100.00 % | 電子回路・機器の製造、<br>技術開発および技術支援 |

(注) 1．議決権比率の( )内の数字は間接所有比率であり、SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd. はSIIX H.K. Ltd. が、SIIX REALTY HOLDINGS INC. は SIIX Phils., Inc. が、PT SIIX Electronics Indonesia、PT. SIIX Trading Indonesia および PT. SIIX EMS INDONESIA はSIIX Singapore Pte. Ltd. が、SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V はSIIX U.S.A. Corp.がそれぞれ所有するものであります。

2．当連結会計年度より、重要性が増したPT. SIIX Trading Indonesiaを連結の範囲に含めております。

3．Thai SIIX Co., Ltd.の前身であるSIIX EMS (THAILAND) CO., LTD.は、2021年１月２日付でSIIX Bangkok Co., Ltd. (2021年１月28日付で清算手続きを開始したことにともない連結の範囲から除外) より全ての事業を譲渡されております。

② 重要な関連会社の状況

| 会　　社　　名 | 資　本　金 | 当　社　の<br>議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---|---|---|---|
| Guangdong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd. | 千中国元<br>50,000 | (25.00) % | 商業用空調機器用<br>電子基板製造等 |
| KAWASAKI MOTORS (PHILS.) CORPORATION | 千フィリピンペソ<br>101,430 | 20.06 % | オートバイの組立・販売 |

(注) 議決権比率の( )内の数字は間接所有比率であり、Guangdong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd.はSIIX H.K. Ltd.が所有するものであります。

③ 企業結合の状況

当社の連結子会社は①に記載した22社、持分法適用会社は②に記載した２社となっております。

なお、当連結会計年度の連結売上高は2,268億３千３百万円（前連結会計年度比24.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は45億６千１百万円（前連結会計年度比164.6%増）であります。

④ 特定完全子会社の状況

当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

### (4) 対処すべき課題

各国が自国中心主義やそれにともない、各国間で貿易摩擦が発生するなか、適地調達、適地生産、適地販売の必要性が増しております。当社はこのような顧客企業のニーズに確実に応えるため、以下のような課題に取組んでおります。

① 電子部品のグローバル調達力の強化および物流サービスの高度化
② 経済の「ブロック化」に対応する地域戦略の実践
③ 顧客動向に対応した拠点ネットワークの整備拡充
④ 拠点間での情報共有化とシナジー効果の追求
⑤ 製造技術力および生産効率の向上と製造系マネジメント人材の確保
⑥ 環境・省エネ、インフラ、医療関連等、新たなエレクトロニクス分野での新規事業の開拓
⑦ 資産効率の継続的改善

### (5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

| セグメントの名称 | 主 要 取 扱 品 目 |
|---|---|
| 日本<br>中華圏<br>東南アジア<br>欧州<br>米州 | 下記分野における完成品、組立品、基板実装品、部品単体・キット、金型・成形品等<br>車載関連機器（カーマルチメディア、メーター、フロントパネル、各種スイッチ、エクステリア、モーター、ECU、準ミリ波レーダー、車載カメラ等）<br>産業機器（パワーツール用エンジン点火装置、業務用AV機器、業務用エアコン、医療機器、工業用ミシン等）<br>家電機器（デジタル家電、エアコン、音響機器、健康器具、知育玩具等）<br>情報機器（事務機器、プリンター等）<br>一般電子部品<br>その他（ワイヤーハーネス部材、オートバイ用部材、自動車部品、設備機械、化成品、雑貨等） |

## (6) 主要な販売拠点および生産拠点（2021年12月31日現在）

国内販売拠点　当社本社（大阪府大阪市）、東京本社（東京都千代田区）、名古屋営業部（愛知県名古屋市）

国内生産拠点　シークスエレクトロニクス株式会社（神奈川県相模原市）

海外販売拠点　SIIX（Shanghai）Co., Ltd.（中国）、SIIX H.K. Ltd.（香港）、SIIX TWN Co., Ltd.（台湾）、SIIX Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）、SIIX Logistics Phils, Inc.（フィリピン）、SIIX Phils., Inc.（フィリピン）、PT. SIIX Trading Indonesia（インドネシア）、SIIX Europe GmbH（ドイツ）、SIIX U.S.A. Corp.（アメリカ）

海外生産拠点　SIIX EMS（Shanghai）Co., Ltd.（中　国）、SIIX HUBEI Co., Ltd.（中国）、SIIX EMS（DONG GUAN）Co., Ltd.（中　国）、Thai SIIX Co., Ltd.（タ　イ）、SIIX EMS PHILIPPINES, INC.（フィリピン）、SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.（フィリピン）、PT SIIX Electronics Indonesia（インドネシア）、PT. SIIX EMS INDONESIA（インドネシア）、SIIX EMS Slovakia s.r.o.（スロバキア）、SIIX Hungary Kft.（ハンガリー）、SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V（メキシコ）

## (7) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 12,354名 | 1,097名増 |

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 215名 | 12名増 | 37.5歳 | 8.1年 |

## (8) 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| | 百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 21,088 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 10,502 |
| 株式会社りそな銀行 | 6,719 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,553 |

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式の状況（2021年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　160,000,000株
② 発行済株式の総数　50,400,000株（自己株式 3,137,933株を含む。）
③ 株主数　22,642名（前期末比　5,009名増）
④ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 所有株式数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| | 株 | % |
| サカタインクス株式会社 | 10,812,000 | 22.88 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 6,172,300 | 13.06 |
| 有限会社フォーティ・シックス | 2,200,000 | 4.65 |
| 株式会社りそな銀行 | 2,170,800 | 4.59 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,160,000 | 4.57 |
| 村井史郎 | 1,400,000 | 2.96 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 1,138,600 | 2.41 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口９) | 1,042,500 | 2.21 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 | 987,900 | 2.09 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 720,000 | 1.52 |

(注)　持株比率は、自己株式（3,137,933株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等に関する事項（2021年12月31日現在）

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名称（発行日） | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 行使時の払込金額 | 行使期間 | 新株予約権の主な行使条件 | 保有者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2017年度株式報酬型新株予約権（2017年６月６日） | 1,176個 | 当社普通株式 2,352株 (注) 3 | １株当たり １円 | 2017年６月７日 ～2047年６月６日 | (注) 1、2 | 取締役 １名 |
| 2018年度株式報酬型新株予約権（2018年４月13日） | 1,133個 | 当社普通株式 2,266株 (注) 3 | １株当たり １円 | 2018年４月14日 ～2048年４月13日 | (注) 1、2 | 取締役 １名 |
| 2019年度株式報酬型新株予約権（2019年４月12日） | 7,179個 | 当社普通株式 7,179株 | １株当たり １円 | 2019年４月13日 ～2049年４月12日 | (注) 1、2 | 取締役 ３名 |
| 2020年度株式報酬型新株予約権（2020年４月13日） | 12,827個 | 当社普通株式 25,654株 (注) 3 | １株当たり １円 | 2020年４月14日 ～2050年４月13日 | (注) 1、2 | 取締役 ５名 |
| 2021年度株式報酬型新株予約権（2021年４月14日） | 5,762個 | 当社普通株式 11,524株 (注) 3 | １株当たり １円 | 2021年４月15日 ～2051年４月14日 | (注) 1、2 | 取締役 ５名 |

（注）1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができると定めております。

2. その他権利行使の条件および細目については、当社と権利付与者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

3. 2018年４月１日付で１株を２株の割合とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類および数」が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| 名称<br>(発行日) | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 行使時の払込金額 | 行使期間 | 新株予約権の主な行使条件 | 交付された者の人数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2021年度株式報酬型新株予約権<br>(2021年４月14日) | 1,440個 | 当社普通株式<br>2,880株<br>(注)３ | １株当たり<br>１円 | 2021年４月15日<br>～2051年４月14日 | (注)１、２ | 当社使用人<br>４名 |

(注) 1. 新株予約権者は、当社の執行役員の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の従業員としての地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができると定めております。
2. その他権利行使の条件および細目については、当社と権利付与者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。
3. 2018年４月１日付で１株を２株の割合とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類および数」が調整されております。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（2021年12月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役会長 執行役員 | 村井史郎 | |
| 代表取締役社長 執行役員 | 柳瀬晃治 | |
| 取締役 執行役員 | 大野精二 | 経理部長 |
| 取締役 執行役員 | 丸山徹 | 総務部長兼東京総務部長 |
| 取締役 執行役員 | 藤田達雄 | グループ技術統括担当兼シークスエレクトロニクス㈱担当 |
| 取締役 | 髙谷晋介 | 北辰税理士法人　代表社員<br>フジ住宅株式会社　社外監査役 |
| 取締役 | 大森進 | ＵＢＳ証券株式会社　常勤監査役 |
| 取締役 | 吉澤尚 | GRiT Partners法律事務所　所長<br>Willsame株式会社　代表取締役 |
| 監査役（常勤） | 友田雅之 | |
| 監査役 | 新田泰生 | 新田会計事務所　所長 |
| 監査役 | 手島泉 | サカタインクス株式会社　常勤監査役 |

(注) 1. 取締役髙谷晋介氏、大森進氏および吉澤尚氏は社外取締役であります。
2. 監査役新田泰生氏および手島泉氏は社外監査役であります。
3. 当期中の取締役および監査役の異動
(1) 2021年３月30日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって、吉澤尚氏は社外監査役を辞任し、社外取締役に選任され、就任いたしました。
(2) 2021年３月30日開催の第29期定時株主総会において、新田泰生氏は新たに社外監査役に選任され、就任いたしました。
4. 取締役髙谷晋介氏、大森進氏、吉澤尚氏および監査役新田泰生氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづき届け出た独立役員であります。
5. 監査役新田泰生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は社外取締役を除く取締役５名および取締役を兼務していない執行役員15名、計20名で構成されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役は会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に掲げる額の合計額を限度とし、これを超える部分については当社に対しては損害賠償責任を負わないとしております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

④ 取締役および監査役の報酬等

[1]役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

A. 役員の報酬等の額および個人別の報酬等の額の決定に関する基本方針等

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績等を考慮しながら総合的に勘案し、適切な水準として決定することを基本方針としております。

取締役報酬は、固定報酬、ストック・オプション、業績連動報酬により構成されております。固定報酬は、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、代表取締役会長および代表取締役社長が社内規定で定める決裁ルールに則り、決定しております。ストック・オプションは、取締役以外への付与（執行役員等）や資本政策にも関連することを考慮し、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会において決議しております。業績連動報酬は、各事業年度の業績の状況を鑑み、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会において決議しております。

監査役報酬については、固定報酬のみとし、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定することを基本方針としております。

なお、取締役報酬の限度額は、2017年３月30日開催の第25期定時株主総会決議により年額400百万円以内（うち、社外取締役は30百万円以内）、監査役報酬の限度額は、2008年３月28日開催の第16期定時株主総会決議により年額50百万円以内と定めております。

B. 業績連動報酬に係る指標および当該指標を選択した理由等

業績連動報酬に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該指標に一定率を乗じた金額を基礎として報酬合計額を決定しております。当該指標を選択した理由は、株主への利益還元として配当性向を定めるための基礎となることおよび業務執行の成果を評価する指標として適切と判断したためであります。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標および実績は次のとおりであります。

[指標] 親会社株主に帰属する当期純利益　[目標] 5,700百万円　[実績] 4,561百万円

C. 指名・報酬諮問委員会の概要および当事業年度における活動状況等

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、報酬決定プロセスの透明性をより高める為、2019年11月11日に独立社外取締役が過半数を占める「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。同委員会は、取締役会の人事、取締役の報酬等の内容および個人別の報酬等について審議しております。

当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は、委員会メンバーが全員参加の上９回開催され、2021年度の取締役報酬、取締役会・執行役員会の体制等について審議を行っております。

[2]役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | 対象となる役員の員数(名) |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 固定報酬 | 非金銭報酬 | 業績連動報酬 | |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 311<br>(23) | 249<br>(23) | 16<br>(－) | 45<br>(－) | 8<br>(3) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 22<br>(7) | 22<br>(7) | －<br>(－) | －<br>(－) | 4<br>(3) |
| 合計 | 333 | 272 | 16 | 45 | 12 |

(注) 1. 2017年３月30日開催の株主総会決議による取締役の報酬等限度額は、年額400百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）であります。なお、取締役の報酬等限度額には使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
2. 2008年３月28日開催の株主総会決議による監査役の報酬等限度額は、年額50百万円以内であります。
3. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
4. 非金銭報酬の内容は、ストック・オプションであります。
5. 期末日現在の人員数は、取締役８名、監査役３名であります。支給人員数と期末人員数が相違しているのは、支給人員数に期中に退任した監査役（社外監査役）１名が含まれているためであります。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役髙谷晋介氏は、北辰税理士法人の代表社員およびフジ住宅株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役大森進氏は、ＵＢＳ証券株式会社の常勤監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役吉澤尚氏は、GRiT Partners法律事務所所長、Willsame株式会社代表取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役新田泰生氏は、新田会計事務所所長を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役手島泉氏は、その他の関係会社であるサカタインクス株式会社の常勤監査役を兼務しております。

#### ② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### ③ 主な活動状況

| 区　　分 | 氏　　名 | 主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 髙　谷　晋　介 | 当事業年度の取締役会には、16回中16回出席いたしました。その際、長年、公認会計士として培ってこられた会計、税務に関する豊富な知見に基づき、また、一般株主の視点から様々な提言や意見表明を行ない、経営監視、投資案件の妥当性、グローバルベースでのリスク管理等で意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| | 大　森　　進 | 当事業年度の取締役会には、16回中16回出席いたしました。その際、長年、外資系証券会社の経営トップとして培ってこられた株式・資本市場に関する豊富な知見に基づき、また、一般株主の視点から様々な提言や意見表明を行い、経営戦略、コーポレートガバナンス、ESG、資本政策等で意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| | 吉　澤　　尚 | 当事業年度の取締役会には、社外監査役として３回中３回出席し、昨年３月に就任後の取締役会には、13回中13回出席いたしました。また、昨年３月の辞任までの監査役会には６回中６回出席いたしました。その際、長年、弁護士、公認不正検査士、ITストラテジストとして培ってこられた法律知識・実務に関する豊富な知見に基づき、また、一般株主の視点から様々な提言や意見表明を行ない、企業法務、ITにおけるリスク管理、投融資案件における法務リスク等で意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

| 区　　分 | 氏　　名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 社外監査役 | 新　田　泰　生 | 昨年３月に就任後の取締役会には、13回中13回出席し、昨年３月に就任後の監査役会には、11回中11回出席いたしました。その際、長年、公認会計士として培ってこられた、会計・税務知識に関する豊富な知見に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| | 手　島　　泉 | 当事業年度の取締役会には、16回中16回出席いたしました。また、当事業年度の監査役会には、17回中17回出席いたしました。その際、長年、事業会社の国内外での勤務において培ってこられた、リスク管理全般に関する豊富な知見に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

## (5) 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### ② 会計監査人の報酬等の額

1. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額

53百万円

2. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

53百万円

（注）1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」にもとづく監査と「金融商品取引法」にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記1.については合計額を記載しております。
なお、当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意にもとづき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

取締役会は、会計監査人の適格性または独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会の決定を得て、会計監査人の解任または不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

上記のほか、監査役会は、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議題とすることを取締役会に請求いたします。

### (6) 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

【内部統制システムについて】

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 当社グループ（当社ならびに当社の子会社から成る企業集団をいう）の経営理念“SIIX Principles”の下、「シークスグループ行動規範」を定め、当社グループのすべての役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。
2. 当社グループのコンプライアンス活動の指針と枠組みを明らかにするため「シークスグループ　コンプライアンス規程」を定め、この規程に基づいて、コンプライアンス委員会（社長を委員長とし執行役員を委員とする）を設置する。コンプライアンス委員会は、総務部が事務局を担当し、調査・啓蒙・改善指示等を通してグループ全体のコンプライアンス活動を支援する。
3. 当社監査室は、定期的に、当社の各部門・各子会社のコンプライアンスの状況を監査する。
4. コンプライアンスの実効性を高めるため「シークスグループ　内部通報者保護規程」を定め、この規程に基づき、当社グループの使用人等からの通報窓口を当社に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
   2016年２月22日に規程を改定し、窓口をコンプライアンス担当役員から社外取締役および常勤監査役に変更し、通報の実効性を高めている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

1. 「取締役会規程」に基づき取締役会の議事録を、また、「伺書手続規程」に基づき「伺書」（当社の稟議書様式）と決裁プロセスの記録を文書または電磁的方法により適切に保存・管理する。
2. 取締役等の職務執行に関する情報は、法令に基づくものに加え、「文書取扱規程」「情報セキュリティ規程」等の諸規程や関連マニュアル等に従い、適切な保存および管理を行う。
3. 文書・情報は取締役、監査役および会計監査人による閲覧がいつでも可能な状態で保存・管理する。

③　当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 「シークスグループ　リスク管理規程」を定め、当社グループのリスク管理の基本方針およびリスク管理体制を明らかにする。
2. 「伺書手続規程」において、当社の各部門が業務遂行するに際して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。また、「関係会社管理規程」において、子会社が当社に対して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。
3. 上記の「伺書手続規程」および「関係会社管理規程」に定める要承認事項および「経営委員会規程」に定める経営委員会要付議事項については、それぞれの規程に基づきリスク評価を含めて慎重に審議・決裁する。
4. 「シークスグループ　危機管理規程」に基づき、当社ならびに各子会社はそれぞれの「危機対応マニュアル」または「事業継続計画」を定め、危機発生時の体制や情報伝達方法を定めるとともに危機の早期収拾・損害の拡大防止を図る。また、従業員本人の安全確保の観点から非常時における具体的な対応方法等を纏めた「緊急事態対応マニュアル」を策定し、子会社に配布することで各従業員に啓蒙している。

④　当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会は経営の意思決定および業務執行の監督に集中し、執行役員は取締役会の経営方針に基づき業務を分担して執行する体制とする。
2. 当社は、将来の事業環境を踏まえた当社グループの中期経営計画を策定し、当社の各部門および各子会社の事業年度毎の予算を立案してその目標達成に向け諸戦略を立案・実行する。
3. 当社は、毎月、現法役員会を開催し、当社執行役員と各子会社との間で予算の進捗状況や経営状況の確認および案件協議等を行う。
4. 代表取締役による効率的な意思決定を行うため、重要案件については経営委員会において事前審議を行う。

⑤　子会社の取締役の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役は当社の「関係会社管理規程」において定められている当社への承認申請事項および報告事項について、これらの申請・報告手続きを適切かつ確実に実施し、当社の決裁と指示に従ってその業務を遂行する。
2. 当社グループの事業領域または地域毎に執行役員を責任者として配置し、執行役員が職務を分担して執行する。
3. 上記の執行役員と当社取締役等で構成する執行役員会議を定期的に開催し、地域を跨ぐ諸問題の協議および情報の共有化を行う。
4. 当社と各子会社との間で毎月現法役員会を開催し、各子会社の取締役は予算の進捗状況や経営状況についての報告を当社執行役員に対して行う。
5. 当社の監査室は各子会社の業務の遂行状況を定期的に監査する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は監査役補助者を設置する。

⑦　前号の使用人の、取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、評価等については、監査役会の同意を得る。
2. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げないこととする。

⑧　当社および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

1. 当社および子会社の取締役および使用人は当社の監査役および監査役会の要請に応じて報告、情報の提供を行い、書類の閲覧に応じる。
2. 当社および子会社の取締役および使用人は当社グループの事業運営における重要事項について適時に当社の監査役に報告する。
3. 監査役は、取締役会、経営委員会等、重要な会議に出席する。また、監査役は全ての「伺書」の決裁過程において伺書内容をチェックする。
4. 当社の監査室は、当社各部門および子会社の業務の遂行状況について行った内部監査の結果を監査役に報告する。

⑨　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社または各子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑩　監査役の職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いや償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除いて速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見の交換を行う。
2. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
3. 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに会計監査人に報告を求める。

⑫　その他（財務報告の信頼性を確保するための体制）

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、毎期、「内部統制評価計画書」を策定し、取締役会がこれを承認する。承認された「内部統制評価計画書」に基づき、当社グループの全社統制および業務統制等の整備、運用、評価を行うこととする。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制の整備状況について】

①　反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社および子会社は市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、社内体制を整備し、組織全体で対応する。

②　反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

1. 「シークスグループ行動規範」において、シークスグループのすべての役員・従業員に、「反社会的勢力・団体に対する毅然たる姿勢」を示すことを求め、「反社会的勢力や団体と取引関係その他いかなる関係をも持たない」旨を明確に定める。
2. 上記趣旨の運用に関する徹底のため「反社会的勢力排除に関する規程」を策定し、社内に周知する。
3. 社内体制としては、統括部門を総務部とし、ここで情報を一元管理する。また、総務部長を「不当要求防止責任者」として選任し、実際の対応を行うとともに、日頃から外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
4. 総務部は、適宜、従業員に対して注意喚起のための情報伝達を行うとともに、社内研修等の機会において反社会的勢力排除に関する啓発を行う。

### (7) 株式会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針にもとづき、以下の取組みを行っております。

① コンプライアンスの徹底や監査役の経営監視機能強化の観点から毎月の現法役員会や半年ごとの全社会議において、取締役、監査役および全ての従業員が重要な経営リスクについて情報を共有化し、協議するサイクルの中で全社統制の維持、向上を図っております。

② 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため下記を行っております。

1. 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見交換をしております。
2. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求めております。なお、監査室は海外子会社を含むグループ各社の監査を実施し、その結果を代表取締役ならびに監査役に報告しております。
3. 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めております。

### (8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対し継続的かつ安定的に利益配分を実施することを基本としつつ、あわせて将来の事業展開と経営基盤強化のための内部留保の充実等も勘案し配当金額を決定する方針をとっております。

# 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| **流動資産** | **122,797** | **流動負債** | **79,833** |
| 現金及び預金 | 9,484 | 買掛金 | 37,298 |
| 受取手形及び売掛金 | 47,278 | 短期借入金 | 31,561 |
| 商品及び製品 | 22,261 | 未払法人税等 | 1,667 |
| 仕掛品 | 1,903 | その他 | 9,306 |
| 原材料及び貯蔵品 | 34,075 | **固定負債** | **23,718** |
| その他 | 7,845 | 社債 | 10,000 |
| 貸倒引当金 | △50 | 長期借入金 | 8,446 |
| **固定資産** | **47,123** | 退職給付に係る負債 | 668 |
| **有形固定資産** | **37,764** | 繰延税金負債 | 2,848 |
| 建物及び構築物 | 17,386 | その他 | 1,754 |
| 機械装置及び運搬具 | 12,431 | **負債合計** | **103,551** |
| 工具、器具及び備品 | 897 | (純資産の部) | |
| 土地 | 3,893 | **株主資本** | **58,902** |
| 建設仮勘定 | 981 | **資本金** | **2,144** |
| その他 | 2,173 | **資本剰余金** | **5,630** |
| **無形固定資産** | **2,590** | **利益剰余金** | **57,074** |
| ソフトウエア | 2,075 | **自己株式** | **△5,945** |
| その他 | 514 | **その他の包括利益累計額** | **6,976** |
| **投資その他の資産** | **6,768** | **その他有価証券評価差額金** | **528** |
| 投資有価証券 | 2,385 | **為替換算調整勘定** | **6,404** |
| 出資金 | 957 | **退職給付に係る調整累計額** | **44** |
| 長期貸付金 | 63 | **新株予約権** | **77** |
| 退職給付に係る資産 | 430 | **非支配株主持分** | **412** |
| 繰延税金資産 | 2,058 | **純資産合計** | **66,369** |
| その他 | 976 | | |
| 貸倒引当金 | △102 | | |
| **資産合計** | **169,921** | **負債・純資産合計** | **169,921** |

# 連結損益計算書

（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | 226,833 |
| 売上原価 | | 206,712 |
| **売上総利益** | | **20,120** |
| 販売費及び一般管理費 | | 15,165 |
| **営業利益** | | **4,954** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 26 | |
| 受取配当金 | 191 | |
| 持分法による投資利益 | － | |
| 為替差益 | 286 | |
| 補助金収入 | 201 | |
| 物品売却収入 | 328 | |
| スクラップ売却益 | 172 | |
| その他 | 373 | 1,579 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 284 | |
| 持分法による投資損失 | 33 | |
| 為替差損 | － | |
| 物品購入費用 | 148 | |
| その他 | 133 | 599 |
| **経常利益** | | **5,934** |
| 特別利益 | | |
| 新株予約権戻入益 | 0 | 0 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **5,935** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,273 | |
| 法人税等調整額 | △908 | 1,364 |
| **当期純利益** | | **4,570** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 8 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **4,561** |

# 連結株主資本等変動計算書

（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2021年１月１日期首残高 | 2,144 | 5,631 | 53,980 | △5,949 | 55,806 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,417 | | △1,417 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 4,561 | | 4,561 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | △1 | | 3 | 2 |
| 連結範囲の変動 | | | △50 | | △50 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | － |
| 連結会計年度中の変動額合計 | － | △1 | 3,093 | 3 | 3,095 |
| 2021年12月31日期末残高 | 2,144 | 5,630 | 57,074 | △5,945 | 58,902 |

（単位：百万円）

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 2021年１月１日期首残高 | 90 | － | 323 | △136 | 277 | 59 | 354 | 56,498 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | － | | | △1,417 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | － | | | 4,561 |
| 自己株式の取得 | | | | | － | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | － | | | 2 |
| 連結範囲の変動 | | | △5 | | △5 | | | △55 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 438 | － | 6,085 | 180 | 6,704 | 17 | 57 | 6,780 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 438 | － | 6,080 | 180 | 6,699 | 17 | 57 | 9,870 |
| 2021年12月31日期末残高 | 528 | － | 6,404 | 44 | 6,976 | 77 | 412 | 66,369 |

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| **流動資産** | **36,611** | **流動負債** | **31,777** |
| 現金及び預金 | 159 | 買掛金 | 18,570 |
| 受取手形 | 2,199 | 短期借入金 | 5,800 |
| 売掛金 | 24,967 | 1年内返済予定の長期借入金 | 5,511 |
| 商品 | 6,745 | 未払法人税等 | 130 |
| その他 | 2,575 | その他 | 1,764 |
| 貸倒引当金 | △36 | **固定負債** | **16,033** |
| **固定資産** | **32,125** | 社債 | 10,000 |
| **有形固定資産** | **3,497** | 長期借入金 | 5,842 |
| 建物 | 1,547 | その他 | 191 |
| 工具、器具及び備品 | 57 | **負債合計** | **47,810** |
| 土地 | 1,874 | (純資産の部) | |
| その他 | 18 | **株主資本** | **20,807** |
| **無形固定資産** | **1,303** | **資本金** | **2,144** |
| ソフトウエア | 1,081 | **資本剰余金** | **5,630** |
| その他 | 222 | 資本準備金 | 1,853 |
| **投資その他の資産** | **27,324** | その他資本剰余金 | 3,777 |
| 投資有価証券 | 608 | **利益剰余金** | **18,979** |
| 関係会社株式 | 11,087 | 利益準備金 | 34 |
| 関係会社出資金 | 14,493 | その他利益剰余金 | 18,944 |
| 長期貸付金 | 556 | 別途積立金 | 1,700 |
| 前払年金費用 | 456 | 繰越利益剰余金 | 17,244 |
| 繰延税金資産 | 148 | **自己株式** | **△5,945** |
| その他 | 53 | **評価・換算差額等** | **41** |
| 貸倒引当金 | △79 | **その他有価証券評価差額金** | **41** |
| | | **新株予約権** | **77** |
| | | **純資産合計** | **20,926** |
| **資産合計** | **68,737** | **負債・純資産合計** | **68,737** |

# 損益計算書

（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | 92,634 |
| 売上原価 | | 87,762 |
| **売上総利益** | | **4,872** |
| 販売費及び一般管理費 | | 4,768 |
| **営業利益** | | **104** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 9,092 | |
| 雑収入 | 124 | 9,217 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 84 | |
| 支払手数料 | 14 | |
| 為替差損 | 68 | |
| 雑損失 | 5 | 172 |
| **経常利益** | | **9,148** |
| 特別利益 | | |
| 新株予約権戻入益 | 0 | 0 |
| 特別損失 | | |
| | － | － |
| **税引前当期純利益** | | **9,149** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 139 | |
| 法人税等調整額 | △110 | 28 |
| **当期純利益** | | **9,120** |

# 株主資本等変動計算書

(自　2021年１月１日
至　2021年12月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 2021年１月１日期首残高 | 2,144 | 1,853 | 3,778 | 5,631 | 34 | 1,700 | 9,541 | 11,275 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | － | | | △1,417 | △1,417 |
| 当期純利益 | | | | － | | | 9,120 | 9,120 |
| 自己株式の取得 | | | | － | | | | － |
| 自己株式の処分 | | | △1 | △1 | | | | － |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | △1 | △1 | － | － | 7,703 | 7,703 |
| 2021年12月31日期末残高 | 2,144 | 1,853 | 3,777 | 5,630 | 34 | 1,700 | 17,244 | 18,979 |

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 2021年１月１日期首残高 | △5,949 | 13,101 | 41 | － | 41 | 59 | 13,202 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △1,417 | | | － | | △1,417 |
| 当期純利益 | | 9,120 | | | － | | 9,120 |
| 自己株式の取得 | △0 | △0 | | | － | | △0 |
| 自己株式の処分 | 3 | 2 | | | － | | 2 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | 0 | － | 0 | 17 | 18 |
| 事業年度中の変動額合計 | 3 | 7,705 | 0 | － | 0 | 17 | 7,724 |
| 2021年12月31日期末残高 | △5,945 | 20,807 | 41 | － | 41 | 77 | 20,926 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

# 独立監査人の監査報告書

2022年２月14日

シークス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　大阪事務所
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　辻　井　健　太
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　重　田　象一郎

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、シークス株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シークス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

# 独立監査人の監査報告書

2022年２月14日

シークス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　大阪事務所
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　辻　井　健　太
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　重　田　象一郎

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、シークス株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年２月14日

シークス株式会社　監査役会

常勤監査役　　友　田　雅　之　㊞

社外監査役　　新　田　泰　生　㊞

社外監査役　　手　島　　泉　㊞

以　上

## MEMO

# 株主総会 会場ご案内図

大阪市中央区安土町３丁目１番３号
ヴィアーレ大阪　２階　クリスタルルーム

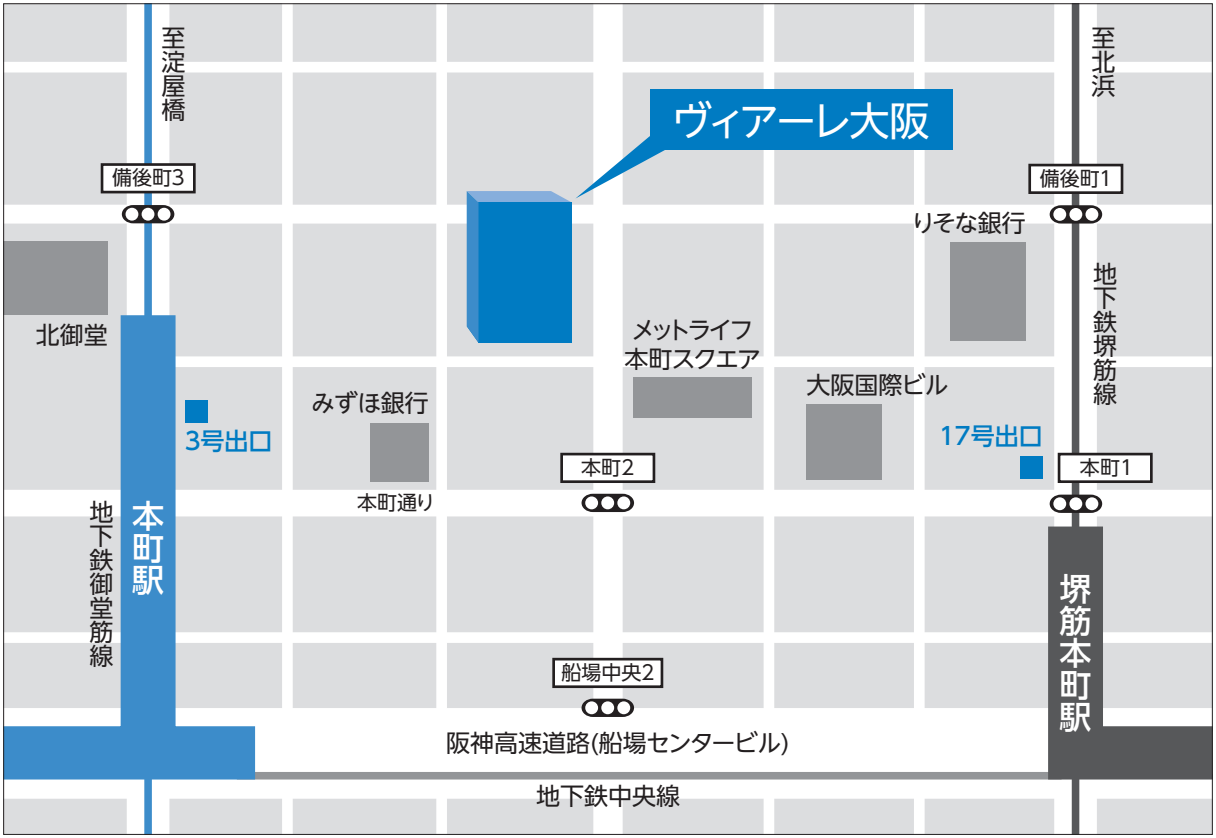


**交通のご案内**

- 地下鉄御堂筋線　**本町駅**　３号出口より東へ徒歩３分
- 地下鉄堺筋線　**堺筋本町駅**　17号出口より西へ徒歩５分

※車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。
※総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。